

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

1 ゾーン区分

郡山城跡を中心に文化財の保存や景観の保全・形成の方向性や内容を、場所に即して検討するため、それぞれの特性に応じた区域（ゾーン）を設定する。

（1）史跡指定地内

■山城跡ゾーン

史跡指定地のうち、山地部の山城跡の区域であり、270に及ぶ郭が存在するとともに、石垣や堀切、切岸、寺跡の遺構が良好に残っている。

■墓所ゾーン

史跡指定地の西側に位置する洞春寺跡及び参道を中心とした区域であり、毛利元就や一族の墓所が位置している。

■伝・御里屋敷跡ゾーン

郡山の南側山麓部に位置する内堀で区画された区域（御里屋敷跡伝承地）であり、家臣団の屋敷地が想定される。

（2）史跡指定地外

■山裾等山城跡ゾーン

史跡指定地外の山地部及び山麓部の山城跡を中心とした区域であり、森林の中に郭をはじめとした城郭の遺構や古墳、山麓部には毛利元就火葬場伝承地や大通院谷遺跡が存在する。

■旧城下ゾーン

郡山城の南麓を中心に広がっていた城下町を中心とした区域であり、往時の町割を継承していると推定される道路（通り）が存在するとともに、吉川元春や小早川隆景の館跡をはじめ家臣団の屋敷跡と伝承される場所がある。

■北側山麓ゾーン

郡山城跡の北の平坦地や谷部であり、幕末に築かれた番所（千浪郭群）の跡が位置し、現在は農地となっている。

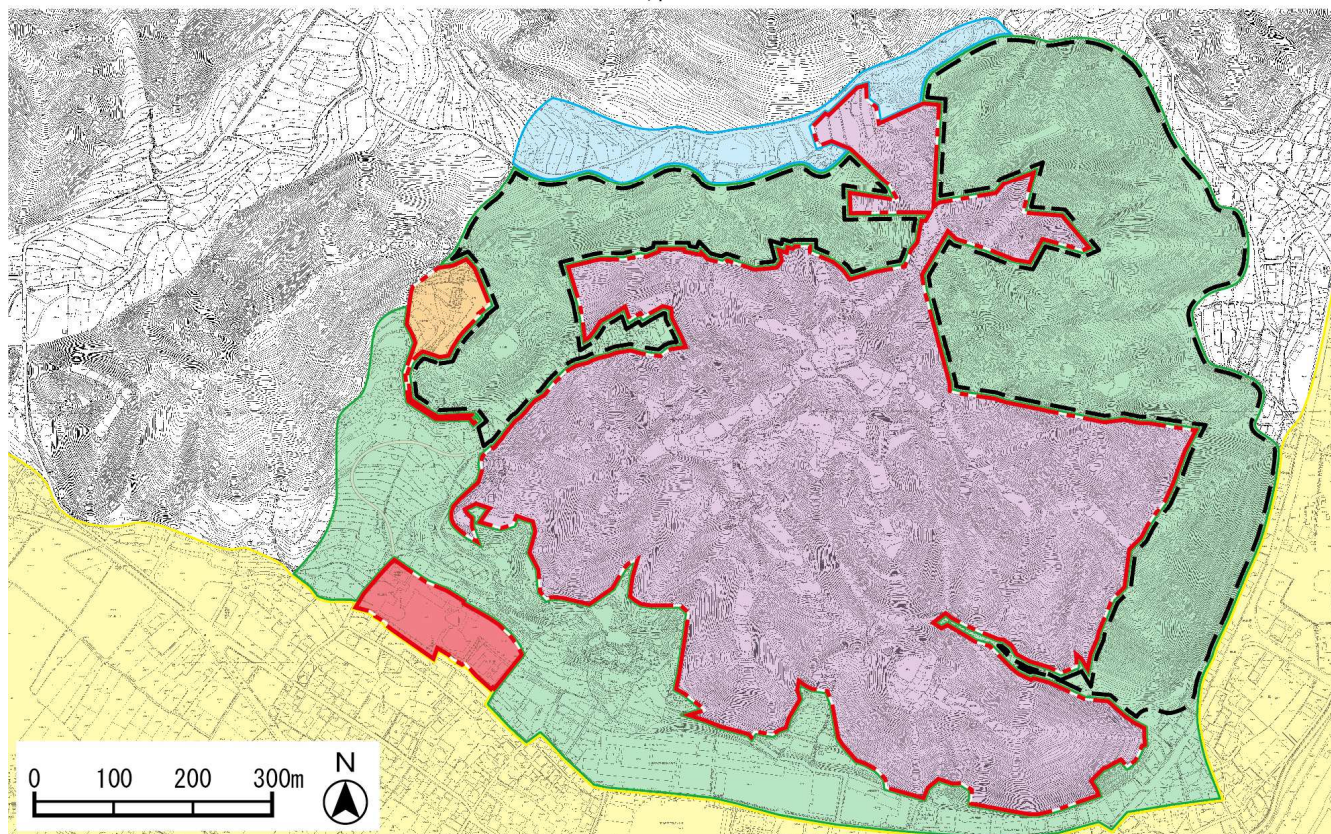
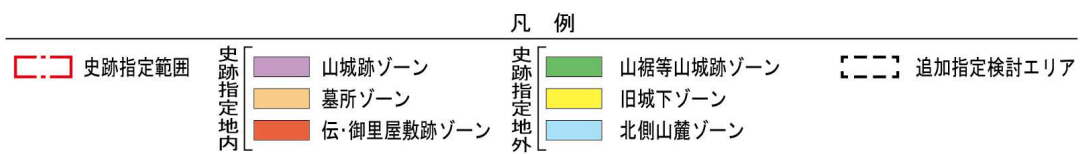


図 7-1 史跡指定地及びその周辺のゾーン区分

2 史跡指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地における文化財の保存（保存管理）に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

（1）山城跡ゾーン

- 郭や石垣、堀切、切岸をはじめとした遺構を保存するとともに、定期的な点検を通じ、き損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 崩れた石垣及びその石材、裏込石は、破城の歴史を伝えるものであり、原則、石材や裏込石については現状の位置での保存を図る（草刈り、清掃活動で移動させないように留意）。
- 森林の保全・管理、鳥獣被害の確認や対策に取り組むとともに、遺構の保存や環境・景観に配慮しながら、斜面地の崩落防止対策を検討する。
- 園路・登山道（歩行者動線）や説明板等の維持管理に取り組むとともに、修繕や新設においては、必要に応じて盛土を行うなど遺構の保存を前提として対処する。

（2）墓所ゾーン

- 毛利元就や毛利氏一族の墓所、その他遺構の保存を図るとともに、定期的な点検を通じ、き損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 石垣や雨水排水、参道、休憩所（あずまや）、説明板等の状況を適宜確認し、必要に応じて補修・更新に取り組む。

（3）伝・御里屋敷跡ゾーン

- 原則として、増築は認めないこととし、将来的には建物、その他構造物の撤去により、史跡として、また、史跡のエントランス空間としての土地利用に移行させる。

3 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性

史跡指定地周辺における文化財の保存（保存管理）や景観形成等に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

（1）山裾等山城跡ゾーン

- 追加指定を目指す区域を含んでおり（下記参照）、史跡指定地となった場合は「山城跡ゾーン」と一体的な保存を図るとともに、郡山公園や神社の既存の建物・施設については、遺構の保存や景観への配慮を前提に、現状変更を認めるなど配慮する。
- 史跡指定地外においても、関係権利者に対して、郭や堀切等の遺構の保存や森林の保存・管理を働きかける。
- 市街地や農地の範囲に存在する遺構（内堀跡、毛利元就火葬場伝承地、大通院谷遺跡）の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が（再）確認された場合は、その保存・活用について検討する。
- 市街地や農地となっている区域については、歴史的・文化的環境と調和した、又はそれを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物等の担当部局（建設部管理課）と連携し検討する。

<追加指定検討エリア（追加指定を目指す区域）>

○郡山の史跡指定地外のうち、東西及び北側の山地部について、関係権利者の理解と協力を得ながら、追加指定を目指す。

(2) 旧城下ゾーン

○旧城下町の推定範囲については、郡山城跡関係やその他の文化財の保存に努めるとともに、往時の町割、吉川元春や小早川隆景の館跡、家臣団の屋敷跡に関わる調査・研究を持続的に行う。

○郡山城跡の東側（大浜）においては、郡山城が機能していた時代に、難波谷入口付近に集落、江の川（可愛川）沿いには舟運の港が存在していた可能性があり、調査・研究を進める。

○景観の保全・形成については、前記の「山裾等山城跡ゾーン」と同様に取り組む。

(3) 北側山麓ゾーン

郡山城跡の北及び北東側山麓の平坦地や谷部であり、歴史的・文化的環境と調和した、又はそれを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物の担当部局（建設部管理課）と連携しながら検討する。

郡山城跡に関係する遺構（千浪郭群）の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が（再）確認された場合は、その保存・活用について検討する。

第2節 保存（保存管理）の方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準（史跡指定地）

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱方針と取扱基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく（表7-1、7-2）。

郡山城跡（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）となる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

1/2

権限を有するもの（届出先）	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	郡山城跡における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <p>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p><例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築、撤去 ・土地の造成 ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・石材の薬剤処理 ・遺構の型取り ・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響（振動、その他） <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：次頁（表7-2）を参照）の規定に基づく</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築、増築、改築、除却 ○園路・広場の舗装及び修繕 ○工作物（塀・柵、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板、電柱）の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為の場合 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査 ○枯死した樹木の抜根（文化庁長官の許可が必要かどうか文化庁と事前協議） ○遺構・建造物の型取り ○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行、耐久構造を弱める行為 ○石・木材の露出遺構の薬剤処理

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

2/2

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
安芸高田市教育委員会 (生涯学習課文化財係)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下, 建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築, 増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては, 設置の日から50年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱, 電線, ガス管, 水管, 下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取等 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントに利用される仮設建築物の整備(テントほか) ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブ事務所, 仮設トイレ) ○既存道路の舗装(再整備) ○埋設されている水管の改修 ○建築物以外の工作物(フェンス, 説明板, 看板, 電柱)の設置・改修・除去…「土地の形状の変更を行う行為, 保存に影響を及ぼす行為」以外の場合 ○木竹の伐採(枯損木, 老朽木の伐採) ○樹木の植栽

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

1/2

区分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合, 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は, この限りでない。 ○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は, 文部科学省令で定める。(下記) <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令)第4条(上記ただし書きの範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡, 名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては, 当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, 当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能な場合) 史跡, 名勝又は天然記念物の一部がき損し, 又は衰亡し, かつ, 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において, 当該部分を除去するとき。 	<p>【省令(左記)に関わる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 ○き損の拡大を防止する応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・露出している遺構の劣化が確認された場合⇒シート, 土のう等の設置による保護 ○復旧が不可能な場合における, き損部分の除却 <ul style="list-style-type: none"> ・枯死した樹木の除去(保存に影響を及ぼす抜根は除く: 前頁参照)

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合, 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は, この限りでない。</p>	<p>○き損や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シート, 土のう等の設置による遺構の保護</p> <p>○立入禁止柵の設置</p> <p>○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上</p> <p>※保存に影響を及ぼす行為</p> <p>○主として指定地外での行為により指定地に影響がある行為を指す。</p>	
届出	<p><許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <p>○復旧しようとするときは, 管理団体又は所有者は, 復旧に着手しようとする日の 30 日前までに, 文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等(現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照)について、取扱方針及び取扱基準を次のように定め、安芸高田市教育委員会で許可できるものについて判断するとともに、文化庁長官への許可申請に対応する。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が安芸高田市教育委員会に相談し、確認することを基本とする(相談・事前協議)。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等(森林法、都市計画法、その他関係する法令及び条例等)の遵守、及び遺構の保存と史跡の景観への配慮について周知を図ることとする。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針(行為の対象と内容)】

■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や保存・活用に関わる行為、森林の管理、現に営まれている宗教活動等において必要な建築物・工作物の整備(新築・建替え、新設、改修等)、及び既設の建築物・工作物の取り壊し、撤去・移設等を除き、原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則～

○遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

○つまり、現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観(意匠・色)に留意することが前提条件である。

※影響の軽微である場合等を除く[文化財保護法第125条(第1項ただし書き)]。

※景観に関しては、広島県屋外広告物条例に基づく事務がある。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、
郡山城跡における現状変更等の取扱基準を運用する。
(次頁からの「現状変更等の取扱基準」)

表 7-3 郡山城跡における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)

区分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
行為の内容に関する取扱方針(前提)	史跡の本質的価値を構成する要素(遺構)の保存と史跡の景観への配慮(史跡の景観の阻害とならないこと)の原則(前頁を参照)		
現状変更等の取扱基準	あずまや等の 便益施設	(同左)	(同左)
	建築物 あずまや等便益施設を除く)	<p>○史跡の保存・活用に必要な小規模な建築物(あずまや、倉庫等の便益施設)については、国・県と協議し新築又は建替え(新築した場合)を判断する。</p> <p>○上記の便益施設の修繕・撤去を認める。</p>	<p>○史跡の保存・活用に必要な小規模な建築物(あずまや、倉庫等の便益施設)については、国・県と協議し新築又は建替え(新築した場合)を判断する。</p> <p>○上記の便益施設の修繕・撤去を認める。</p>
	新築・建替え	<p>○上記の便益施設を除き、建築物の新築を認めない。</p> <p>※現状において建築物は立地していない。</p>	<p>※現存する、又は新築した建築物は「既存建築物」という(以下同様)。</p> <p>○既存建築物の建て替えについては、現在の規模程度を目安に認める。</p> <p>○原則として、新たな建物の新築を認めない。</p> <p>ただし、史跡の保存・活用又は宗教活動上必要な小規模な建築物については、国・県と協議し新築を判断する。</p>
	修繕・部分改築・撤去	<p>○既存建築物の増築^{※1}は、原則として認めない。</p> <p>ただし、史跡の保存・活用又は宗教活動上必要な場合には、小規模な増築についてのみ行為の内容を勘案し、認めることがある。</p> <p>○既存建築物の部分改築^{※2}や修繕(修理)^{※3}、模様替え^{※4}及び改修^{※5}を認める。</p>	<p>○原則として、建築物の増築を認めない。</p> <p>ただし、史跡の保存・活用や公共の福祉においては、増築が必要となった場合には、国・県と協議し判断する。</p> <p>○既存建築物の部分改築や修繕(修理)、模様替え及び改修を認める。</p>
	—	○既存建築物の撤去を認める。	(同左)
	—		※将来的には建物・その他構造物の撤去により、史跡としての土地利用に移行させる。

※1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※2 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの(著しく異なるもの)を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え(新築)は従前の建築物にこだわらない。

※3 修繕(修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様(材料、色)を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

※5 改修

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復(復旧、修繕)にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

表 7-3 郡山城跡における現状変更等の取扱基準(現状変更等の許可を必要とする行為)

区分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン	
現状変更等の取扱基準	復旧・改良 道路・園路・広場の新設	○原則として、既設の園路・広場的な空間以外は新設を認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資する郭への新たなルート(園路)の整備については、工法・材料を勘案して認める。 ○既設の園路及び今後園路を整備した場合は、その復旧・改良を認める。	○参道(道路)・園路の新設は認めない。 ○既設の参道・園路の復旧・改良を認める。	○史跡として整備する場合や公共の福祉において必要な施設整備を行う場合を除き、園路・広場の新設は認めない。 ○今後園路を整備した場合は、その復旧・改良を認める。
	の新設・改良 上下水道・水路	○史跡の維持管理において必要な水路の新設・改良を認める。	○史跡の維持管理や宗教活動上必要な上水道や水路の新設・改良を認める。	○当該施設や史跡の維持管理において必要な上下水道、水路の新設・改良を認める。
工作物	設置 新設	○説明板やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備、及び防災・安全に必要な施設・設備以外の工作物については、設置(新設)を認めない(行わない)。	(同左)	(同左)
	改修・更新・撤去	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理及び必要に応じて改修・更新を行う。 ○き損や老朽化、更新(再整備)に伴う工作物の撤去を認める。	(同左)	(同左)
地盤改良	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、盛土による遺構の保存や園路の整備は、内容を勘案して認める。	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、排水の改良や石垣の崩落を防止する地盤改良は、内容を勘案して認める。	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、盛土による園路・広場、その他施設の整備は、内容を勘案して判断する。	
木竹伐採	○森林の管理(間伐)、遺構の保存、景観の保全・形成、防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採を、その内容を勘案して認める。 ○竹林に関しては、その状況や樹種転換を勘案し、面的な伐採を判断する。 ○風致保安林については、広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で取扱基準を定めることとする。	○森林の管理(間伐)、遺構の保存、景観の保全・形成、防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採を、その内容を勘案して認める。	○遺構の保存、景観の保全・形成、安全の確保、近隣への配慮に関する樹木の伐採を認める。	
植林・植栽	○森林の管理上必要な植林以外は、原則として、新たな植栽は認めない。 ただし、遺構の保存において必要な植栽は認める。	○原則として、新たな植栽は行わない。 ただし、遺構の保存や修景において必要な植栽は、その内容を勘案して判断する。	○原則として、新たな植栽は行わない。 ただし、当該地区の利用(緑陰の確保)や修景において必要な植栽は、その内容を勘案して判断する。	

区 分		山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
現状変更等の取扱基準	発掘調査等	<p>○発掘調査はその必要性や範囲，方法等を明確にした上で，国・県と協議し実施を判断する。</p> <p>○土砂の流出・崩落等が生じるなど予期していない状況が生じた場合，その復旧において，必要に応じて遺構の保存を前提に発掘調査や遺構確認調査を実施する。</p> <p>○上記の現状変更等の対象とする範囲は，遺構の保存の観点から必要最小限とする。</p>		
	その他	<p>○前記の事項及び想定している状況以外で現状変更の必要性が生じた場合には，その内容を勘案して判断する。</p> <p>○安芸高田市教育委員会においての対応が難しい場合には，国・県と協議して判断する。</p>		

2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

(1) 追加指定

郡山の山裾部分の史跡指定地以外については，関係権利者等の理解を得ながら，原則，追加指定に向けて取り組む。

また，今後の調査・研究で郡山城跡の遺構や関連遺構（吉川元春や小早川隆景の館跡，家臣団の屋敷跡）が確認され，かつ，史跡指定地とすることが求められる区域については，追加指定を検討する。

(2) 土地の公有化

史跡指定地（追加指定した場合を含む）については，必要に応じて土地の公有化を図る。

(3) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺については，地域住民や地域活動団体と連携し，清掃美化や草刈りの定期的・持続的な実施を図るとともに，史跡の定期的な点検を行う体制を構築する。

(4) 保存に関する調査・研究の実施

郡山城跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに，関係機関や学識経験者等と連携し，文献調査や関係する研究論文，その他資料等の調査・研究を持続的に行う。

また，これまでの調査成果を踏まえながら，目的や手法の明確化及び調査体制の確保を図り，遺構の保存に留意しながら，発掘調査をはじめとした考古学的調査の計画的な実施に努める。

これらに加え，郡山城跡一帯の植生や地質，地下水，斜面崩落が発生しやすい箇所・地盤が安定している区域などに関する基礎的な調査・研究にも取り組む。

上記の各種調査・研究で得られた成果の整理・データベース化に取り組む。

これらの成果については，史跡の保存管理や活用，整備に活かす。その中では安芸高田市歴史民俗博物館を中心に効果的に収蔵保管・展示するとともに，多様な手段・媒体を考慮しながら，郡山城跡や関連する文化財，及び毛利氏に関することの資料・情報を適切に公開・活用する。

さらに，全国的な郡山城や山城研究（研究者）のネットワークの構築に努め，そのセンター的な役割を安芸高田市が担うことを検討する。

(5) 非常災害時における保存管理及び復旧への対応

災害等による史跡指定地の地形や環境の変化、遺構のき損、又はそうした事態の恐れが生じた場合において、き損等の防止や復旧に迅速に取り組む必要があることから、想定される緊急事態とそれに対する対処などを例示する。

なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する。

表 7-4 非常災害時における保存管理への対応

想定される緊急事態	行為の内容	現状変更等の許可の有無と対応	
き損防止への緊急的な備え	差し迫った豪雨・台風からの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）立ち入り禁止の柵等の設置 ・崩落の恐れのある石垣、切岸へのシートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水のルート確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸高田市教育委員会の許可
	整備工事の過程での鳥獣被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシート又は土のうの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸高田市教育委員会の許可
き損↓復旧	土砂の流出入	<ul style="list-style-type: none"> ・き損拡大防止のシート、土のうの設置等 ・郭、園路等に流入した土砂の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（表 7-2：非常災害のために必要な応急措置）
		<ul style="list-style-type: none"> ・流出した箇所への復旧・防災対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可
	石垣、切岸等遺構のき損 法面の崩落	<ul style="list-style-type: none"> ・き損拡大防止のシート、土のうの設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（表 7-2：非常災害のために必要な応急措置）
		<ul style="list-style-type: none"> ・き損・崩落箇所の復旧・防災対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可
	暴風雨等による倒木等	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（維持管理）
		<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（表 7-2：非常災害のために必要な応急措置）
	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の伐根 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可 	

対応事例

○平成 22 年 (2010) 7 月

- ・吉田高校隣接地 (私有地) の法面崩壊による土砂流入 (倉庫 3 棟全壊, 校舎一部損壊)

(対応)

破損 → 通報 → 現場対応: 来訪者の危険防止のため三角コーン等で危険を周知・注意書き → き損届 → 現状変更 → 復旧作業 → 復旧完了 → 完了報告

- ・毛利隆元墓所参道斜面崩落し, 下方の市道に土砂が流入 (幅 8m×高さ 4m)

(対応)

破損 → 通報 → 現場対応: 来訪者の危険防止のため三角コーン等で危険を周知・注意書き・シート養生 → き損届 → 現状変更 → 復旧作業 → 復旧完了 → 完了報告

- ・満願寺跡手前付近の法面の土砂が崩落 (幅 5m×高さ 2m)

(対応)

破損 → 通報 → 現場対応: 来訪者の危険防止のため三角コーン等で危険を周知・注意書き・シート養生 → き損届 → 現状変更 → 復旧作業 → 復旧完了 → 完了報告

○平成 23 年 (2011) 10 月

- ・毛利元就墓所の石垣崩落。遊歩道の一部損傷 (毛利一族墓所の西側・休憩所建物南側石垣の一部が集中豪雨により崩壊 (崩落範囲は長さ約 8m, 幅約 1m~2m, 高さ約 3m))

(対応)

破損 → 通報 → 現場対応: 登山道の通路脇にあたるため, 崩落・危険場所への立ち入り防止 (ロープ, カラーコーン, バーを設置) → シートで覆い, 崩落の進行を防止 → き損届 → 現状変更 (空積みによる復旧では, 崩壊を繰り返し, 被害を拡大する恐れがあるため胴込コンクリート構造とし, 水抜きを施し安定を図る工法で実施)

○平成 24 年 (2012) 7 月

- ・毛利一族墓所モミジ倒木

(対応)

倒壊 → 通報 → き損届 → 現場復旧: 伐採・撤去, 積み置き, 根元回りのはずれ落ちた石は付近の土盛の崩壊防止のため旧状に戻した

○令和 2 年 (2020) 9 月

- ・毛利元就墓所玉垣に倒木が直撃し破損

(対応)

破損 → 通報 → 現場対応: 来訪者の危険防止のため三角コーン等で危険を周知・注意書き・倒木等の簡易的な処理 → き損届 → 現状変更 → 復旧作業 → 復旧完了 → 完了報告

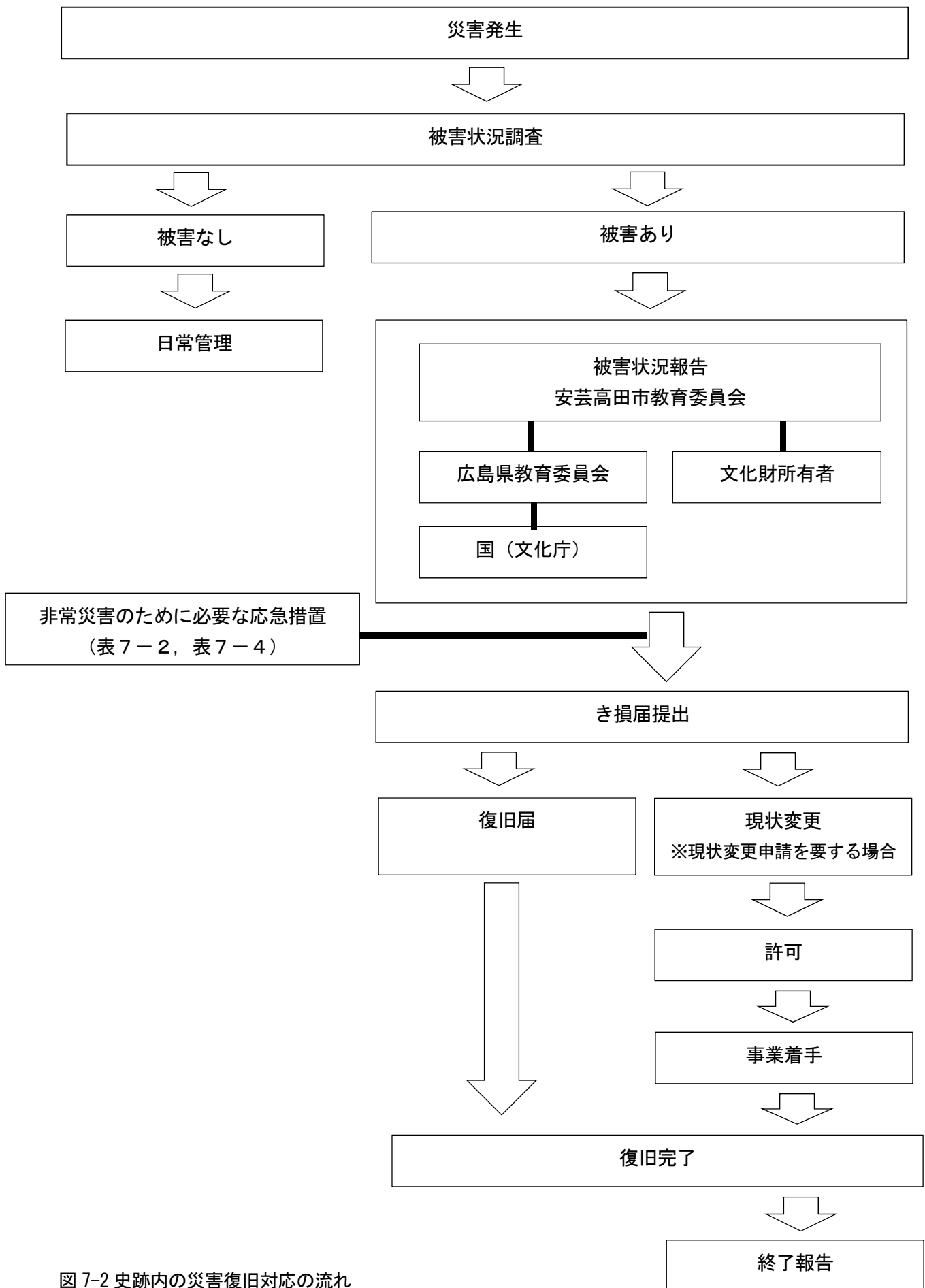
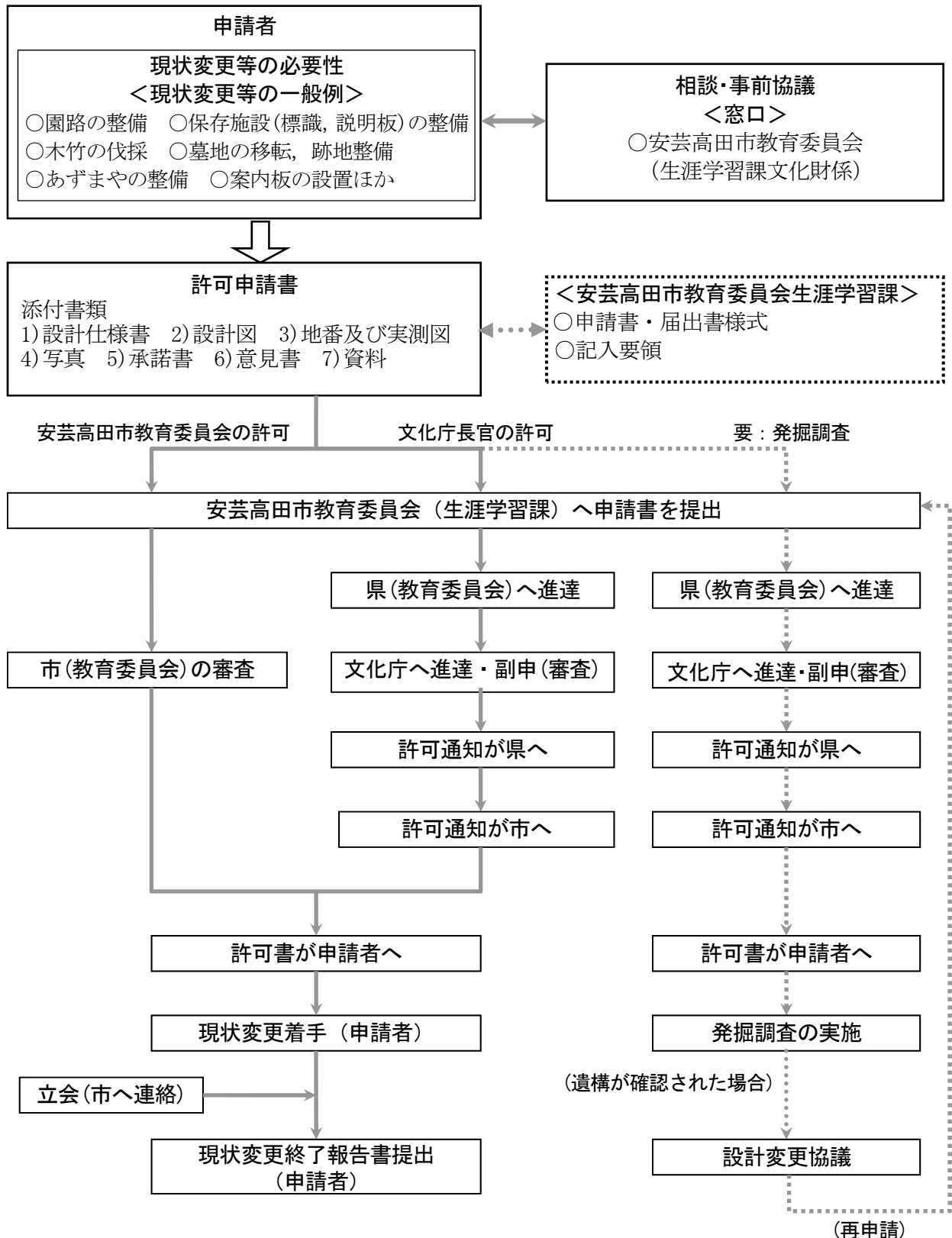
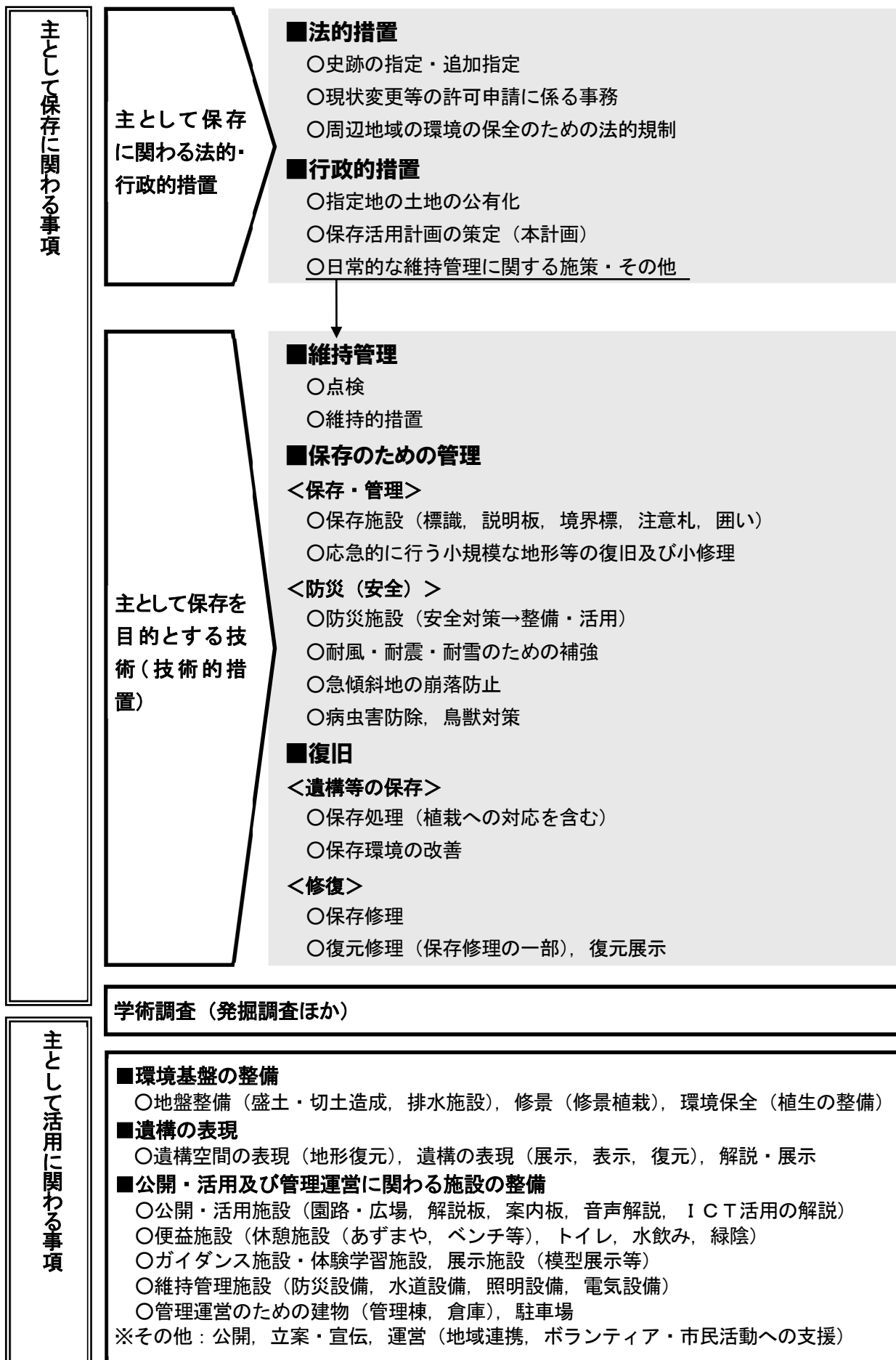


図 7-2 史跡内の災害復旧対応の流れ



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図7-3 史跡毛利氏城跡(郡山城跡)の現状変更等の手続きの流れ



第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

文化財を通じた郷土愛や地域への愛着の醸成，文化財の保存・活用へのきっかけづくりに向け，市民や地域活動団体と連携しながら，郡山城跡の本質的価値を構成する要素をはじめとした文化財，それらを取り巻く自然環境や景観を，体験したり，学んだりできるよう，場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には，学校教育，生涯学習において，郡山城跡や関連する歴史文化の活用を進めるとともに，関係機関や学識経験者と連携し，郡山城跡の調査・研究，及びその成果の公開・活用に努める。

また，調査・研究の成果や史跡整備の状況を踏まえながら，史跡の保存を前提に，市民・観光協会や郡山城史跡ガイド協会，その他地域活動団体が主体となった郡山城跡を活かした観光・地域おこしの取組を促進する。

加えて，地域・市域レベル，さらには北広島町や三原市をはじめとした広域的な広がりの中で，郡山城跡及び毛利氏に関わるネットワークづくりや連携の強化に努める。

こうした取組や歴史文化の情報については，適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 活用の方法

●学校教育における史跡の活用

小・中学校において，郡山城跡や多治比猿掛城跡を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら，地域の歴史文化を学び，郷土を愛する心を育てる。

また，児童・生徒を主対象として，郡山城跡や多治比猿掛城跡，その他関連する文化財，地域の歴史文化を分かりやすくまとめたパンフレットの作成又は副読本等のさらなる活用を検討する。

●生涯学習（社会教育）における史跡の活用

郡山城跡に関わるテーマを見だし，安芸高田市歴史民俗博物館における企画展の継続的な開催，講座や講演会，シンポジウムの開催を図る。

また，郡山城跡や多治比猿掛城跡，その他関連する文化財をめぐり，体験する機会の確保を図る。

こうした取組については，原則として市内外への情報発信を図り，市外からの参加を受け入れる。

●史跡毛利氏城跡や関連する遺跡及び市内における歴史文化のネットワークづくり

安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会，地域活動団体と連携しながら，史跡毛利氏城跡を構成する郡山城跡と多治比猿掛城跡，及び関連する山城跡・陣城跡等をつないだ活用を進める。

また，その他の文化財，自然，景観資源，観光資源をつなぐ周遊コースを設定し，その活用に向けて取り組む。

●市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用

吉川氏の史跡のある北広島町，小早川氏の史跡のある三原市との交流活動を継承・充実させる。

また，郡山城跡に関わる文化財やゆかりの地は，広域的に存在しており，そうした地域や場所とのネットワークづくりに取り組む。

さらに、全国的な郡山城や山城研究（研究者）のネットワークの構築，及びそのセンター的な役割については（第 7 章第 2 節 2 を参照），活用の面からも機能・内容を検討する。

●郡山城跡や毛利氏を活かした観光・地域起こし

郡山城跡を守り，活かす地域の活動・行事を支援し，四季を通じて利活用される史跡を目指す。その中では，地域外・市域外からの来訪者を意識したイベント等の開催も促進する。

また，郡山城史跡ガイド協会等と連携し，ガイドの養成，案内板やパンフレットの整備・更新に努めるとともに，外国人観光客を含め観光客の受け入れ体制の整備・充実に取り組む。

●大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し，郡山城跡の調査・研究を持続的に進めるとともに，その成果を学校教育や生涯学習，さらには観光・地域おこしに活用する。

●ガイド機能の整備

郡山城跡に関するガイド機能としても安芸高田市歴史民俗博物館の活用及び充実・強化を図る。

また，道の駅の情報提供機能の充実，多目的な歴史広場の確保・整備（説明板等，屋外展示施設（模型）設置の候補地の一つ）によるガイド機能の確保を図る。

その他の公共施設における郡山城跡の情報提供，ICT（情報通信技術）の活用，パンフレットの作成，観光ガイドの養成等を通じて総合的にガイド機能の充実・強化を図る。

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

郡山城跡の価値と特色を市内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の本質的価値を保存するための整備、及び史跡の活用につながる整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備においては、本質的価値を構成する郭や墓所等、及び地下遺構に関して、き損防止や修復（復旧）の保存対策を計画的に行うとともに、標識、説明板の整備、鳥獣被害防止対策等に取り組む。

主として活用のための整備については、遺構の表現を検討するとともに、幾つかのポイントからの眺望の確保（樹林整備）に取り組む。また、案内・解説、ガイド機能の確保・整備、情報発信のためのICTの活用・整備、便益施設及び史跡周辺を含めた周遊ルート（歩行者動線）の確保・整備に努める。

こうした施設・設備の整備においては、遺構の保存及び史跡としてふさわしい景観の保全・形成を前提とする。

第2節 整備の方法

1 主として保存のための整備

(1) 遺構の保存・整備

■本質的価値を構成する要素の保存・整備（史跡指定地）

○郭（石垣、切岸、堀切、土塁、石塁、池、井戸及び寺跡を含む）

既存の歩行者動線（園路・登山道）でつなぐことのできる主要な郭について、草刈りをはじめとした維持管理に努めながら、原則として、現状保存するとともに、土砂流出によるき損が激しい箇所については、その復旧を図る。

確認されている礎石や石列については、必要に応じて保存対策を講じるとともに、草刈りや清掃活動、園路、説明板の整備においては、石垣等を構成していた石材の現状保存及び地下遺構を含め遺構の保存に留意する。

また、樹木が石垣や切岸、地下遺構をき損している場合、又はその恐れがある場合には、防災や景観に留意しながら、伐採・抜根を検討する。

なお、三の丸跡、御蔵屋敷の壇、釣井の壇等における石垣及びそれを構成していた石材、裏込石については、江戸時代初期の破城の歴史を体感できるよう、安全確保に留意しながら、崩落している現状を保存する。ただし、今後、崩落が生じた場合、又はその恐れがある場合には、抜本的な対策を含め、その保存・整備を検討する。

満願寺跡の露出した遺構については、獣害による破壊の防止を図る。

その他の郭については、原則として現状保存を図る。ただし、歩行者動線でつながれた場合については、前記のような維持管理や遺構の保存対策、及び復旧への対応に努める。

○御里屋敷跡伝承地

今後、原則として、建築物の新築・建替え及び増築を行わないこととし、将来的には建築物・その他構造物の撤去により、史跡としての整備を検討する。⇒「2 主として活用のための整備」を参照

○墓所（洞春寺跡を含む）

史跡指定地内の墓所としては、毛利元就墓所・毛利氏一族墓所（洞春寺跡）、その近くに位置する嘯岳鼎虎禅師墓、及び毛利隆元墓所（常栄寺跡）があり、維持管理を通じて現状保存を図るとともに、き損した場合には復旧に対応する。

■本質的価値を構成する要素の保存・整備（史跡指定地外）

○郭・その他遺構

戌峰（妙玖庵）、辰谷（大手）、午谷、未谷（興禅寺跡：現・郡山公園）、未谷（現・祇園社）、酉谷（常栄寺跡、酉谷地点石垣跡）、及び戌谷（大通院跡）等の史跡指定地外の郭・その他遺構については、現状を基本に保存を図る。

○神社（清神社）

史跡指定地周辺に位置する清神社については、関係者による維持管理及び必要に応じた修理を促進するとともに、史跡の本質的価値を構成する要素としての周知に努める。

○その他遺構・地下遺構

毛利元就火葬場伝承地については、維持管理を行いながら、現状の保存を図る。

大通院谷遺跡（薬研堀、屋敷跡）や内堀跡（推定）等の地下遺構については、遺構のき損が生じないように、遺構の存在の周知と保存に関する啓発に努める。

○追加指定への対応

郡山の山裾部分（東西及び北）の史跡指定地外については、関係権利者の理解を得ながら、追加指定に取り組み、追加指定された場合には、前記のように対応する。

■本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素（B）の保存・整備

史跡指定地内やその周辺に位置する神社については、関係者による維持管理を促進するとともに、歴史的環境を構成する要素としての周知に努める。

百万一心碑や三矢の訓跡碑、毛利元就像、及び幕末の陣屋跡（吉田高等学校敷地）については、維持管理を図りながら、その保存と周知に努める。

郡山第1号古墳、郡山第2号古墳については、現状保存を基本に、その保存と周知に努める。

これらのうち史跡指定地外の遺構が、追加指定により史跡指定地に組み込まれた場合は、前記の「追加指定への対応」と同様に取り組む。

（2）遺構を保存するための環境整備

【史跡指定地】

■保存施設（説明板ほか）の整備

これまで及び今後の調査成果の反映に努めながら、史跡全体や個々の遺構の説明板や注意札を計画的に整備・更新する。⇒説明板については、「2 主として史跡の活用に関わる整備」における「郡山城跡の登城路及び見学・周遊ルートと案内表示板の整備」においても記述。

■雨水排水対策（防災・遺構保存・環境保全対策）

尾崎丸付近から展望台や郡山公園に至る谷部（未谷）においては、雨水によって園路の浸食や歩きにくい箇所が生じており、また、土砂流出の恐れがあることから、防災対策及び遺構保存・環境保全対策の観点を持ちながら、雨水排水対策に取り組む。

また、毛利元就・一族墓所についても、雨水排水対策を検討するとともに、過去に崩落した石垣やその周辺の点検を行い、必要に応じて復旧に対応する。

その他の区域についても、雨水排水や法面の状況を確認しながら、必要に応じて雨水排水対策を検討する。

■園路の整備（遺構のき損防止）

二の丸や厩の壇への園路は、来訪者による遺構（特に切岸）のき損が生じないように、盛土の上、その上部に階段等を整備する。その他の箇所についても、き損の恐れのある場合は、盛土・階段等による対策を検討する。

■維持管理施設等の整備

毛利氏一族墓所の西側にある倉庫の維持管理及び用具・備品の充実を図る。

また、史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、新たな用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保を検討する。

【史跡指定地内外】

■森林の保全・管理と安全・防災対策

郡山の史跡指定地においては、原則として森林の保全を図りながら、雨水排水対策（斜面の崩落防止対策…前記を参照）、竹林の侵食抑制や樹種転換、安全対策や遺構の保存のための樹木の伐採を検討する。郡山の史跡指定地外についても、前記に準じて対応する。

歩行者動線の確保や眺望のための樹木の伐採、枝打ちについては、遺構の保存や史跡の景観との調和に留意しながら、その必要性や区域について検討し、実施の有無を判断する。

なお、樹木の根によって斜面地の崩落が防止させている面があることから、抜根は遺構のき損に関係する場合を除き、原則として行わないこととする。また、広葉樹については、枯死しないよう枝打ちなどで対応することも、現地で確認しながら検討する。

山麓部付近において広島県が防災工事を行った区域については、その点検と維持管理を働きかける。

■鳥獣被害防止対策

イノシシ等による遺構のき損やその他地面の掘り返しを防ぐため、ソフト・ハードの両面から鳥獣被害防止対策を検討する。

■環境美化や防火・防犯対策

ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止、防火・防犯対策を充実させるため、啓発や注意の表示、防犯設備の整備を、その管理体制と合わせて検討する。

2 主として史跡の活用に関わる整備

(1) 遺構の表現

【史跡指定地】

■蓮池等の露出展示（満願寺跡）

満願寺跡に2箇所ある石組の方形の蓮池、それに伴う石列等については、イノシシ防護対策や雨水対策を講じ露出展示を図る。

■井戸の露出展示や表示

釣井の壇にある井戸については、安全対策を行い見学できるようにしており、その維持管理を図る。

【史跡指定地内外】

■登城路等の再現・整備

今後の調査・研究により、御里屋敷跡伝承地付近から勢溜の壇、東側の難波谷から尾崎丸付近への登城路の概ねのルートが確認できた場合には、その再現・整備を検討する。

難波谷からのルートは、登城路として確認できない場合でも、既存の道を利用した園路（登山道）としての活用（整備）を図る。

■屋外展示施設の整備の検討

安芸高田市歴史民俗博物館の敷地、御里屋敷跡伝承地、大通院谷遺跡付近の駐車場周辺を候補地として、郡山城跡の地形模型（屋外展示施設）の整備を検討する。

（２）史跡を活用するための環境整備

【史跡指定地】

■史跡指定地からの眺望の確保

遺構の保存や森林の保全・管理、防災対策と調整しながら、良好な眺望条件を有する箇所においては、限定的に樹木の伐採や枝打ちを行い、市街地や田園、山並みを眺望できる場を確保する。

■御里屋敷跡伝承地の整備の検討（史跡のエントランス・導入ゾーン）

御里屋敷跡伝承地については、長期的な観点から将来像を方向づけ、既存の建物の撤去を含め、史跡のエントランス・導入ゾーンとしての立地性を活かした空間・土地利用の段階的な実現を目指す。

なお、御里屋敷跡伝承地の南東側に位置する吉田高等学校の寮跡については、歴史広場（仮称）の候補地とする（次頁「歴史広場（仮称）の確保・整備」を参照）。

また、今後の調査・研究により、往時の状況が確認できた場合には、それを表現する整備や説明板等での情報提供を検討する。

【史跡指定地内外】

■園路（登城路・登山道、郭内の歩行者動線をはじめとした見学・周遊ルート）の整備

史跡指定地外を含め、前記の登城路の復元的整備と合わせて、既存の主要な園路（下記）のき損箇所の復旧や維持管理を図る。

- ・毛利元就・一族墓所からの登山道
- ・清神社付近からの登山道
- ・難波谷から尾崎丸までの登山道（既存の道の活用：再掲）
- ・素峰の縁辺部の園路（三の丸～厩の壇～釜屋の壇～姫の丸～釣井の壇～御蔵屋敷の壇～三の丸）
- ・（清神社付近からの登山道の途中～）満願寺跡～妙寿寺跡の園路
- ・（清神社付近からの登山道の途中～）本城の本丸への園路
- ・展望台付近～毛利隆元墓所付近の園路

また、その他の郭へアクセスするため、歩行者動線沿いの樹木の部分的伐採や草刈り、階段・斜路の整備を検討する。

なお、園路の復旧・整備においては、遺構の保存に留意し、盛土を基本に整備に対応する。

■案内表示板の維持管理と整備・更新

主要な郭や遺構、前記の園路のルート沿いにおいては、案内板、説明板、誘導標識の計画的な整備・更新を図るとともに、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供を検討する。

説明板、誘導標識等の案内表示板については、耐久性、維持管理や整備・更新の容易性、費用、整備における遺構の保存を考慮しながら、多治比猿掛城跡を含め毛利氏城跡としての統一的なデザインを創出し、段階的な整備・更新を図る。

■便益施設（休憩施設、トイレほか）の整備・充実

既設のトイレや休憩所（毛利元就・一族墓所）の維持管理に取り組むとともに、必要に応じて修繕を検討する。

郡山城跡を中心とした周遊ルート沿いの幾つかのポイントにおいては、休憩スポットやベンチの整備・更新を図る。

史跡指定地やその周辺の周遊ルート沿いなどにおいて、史跡の保存管理のための倉庫や休憩の場（あずまや、ベンチ）の新たな整備について検討する。

■ガイダンス及び収蔵・展示機能の整備・充実

安芸高田市歴史民俗博物館における郡山城跡に関するガイダンス機能及び収蔵・展示機能の充実を図る。

また、歴史広場（仮称）を確保・整備した場合（下記）には、説明板等によるガイダンス機能を確保する。

道の駅「三矢の里」の休憩情報発信棟においては、郡山城跡の情報提供機能の充実に努める。

安芸高田市役所等においては、郡山城跡をはじめとした歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保に努める。

■歴史広場（仮称）の確保・整備

現在、郡山公園側の登山道においては、利用者へのガイダンス的な案内表示板が未整備であることから、その近接地に郡山城跡の説明板等を設置した多目的な歴史広場（仮称）の確保・整備を図る。なお、現段階では御里屋敷跡伝承地（吉田高等学校の寮跡）を候補地とする。

また、屋外展示施設（地形模型）の設置候補場所の一つとして具体化を検討する。

■人にやさしい環境づくり

史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道、その他歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への手すりの設置に取り組むとともに、全体を通じて歩行支援の方策を検討する。

高齢者・障害者、その他配慮を必要とする人の利用を考慮しながら、駐車場へのアクセスの明確化や思いやり駐車場の拡充、見やすい案内板の整備に取り組む。

■情報提供機能の充実・強化と来訪者・外国人観光客への対応

郡山城跡や関連する遺跡、その他安芸高田市の文化財、観光情報を盛り込んだパンフレットの作成を図るとともに、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供に取り組む。

また、案内表示板やパンフレットにおける外国語併記、ICTを活用した情報提供における外国語対応を検討する。

現在3箇所（安芸高田市歴史民俗博物館、大通院谷遺跡の駐車場付近、郡山公園）に設置しているパンフレットボックスについては、維持管理及び必要に応じた更新を図る。

【史跡指定地外】

■史跡へのアクセスの円滑化

史跡へのアクセスを強化するため、道路や沿道への誘導標識の整備・充実を図る。

また，利用者が多い場合は，民間駐車場の関係者の理解と協力を得ながら，その活用の仕組み（情報提供，利用のルール，行政と民間との連携）を確立する。

■旧城下町・吉田地域～安芸高田市の広がりの中での周遊ルートの整備・充実

旧城下町及び吉田地域，更には安芸高田市の広がりの中で，郡山城をはじめとした文化財や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定し，案内表示板の維持管理や整備（修繕・更新，新設）に取り組む。

<周遊ルートの例>

南：郡山城跡～鈴尾城跡～道の駅

北：郡山城跡～五龍城跡～甲立古墳

西：郡山城跡～多治比猿掛城跡～宮崎神社 ほか

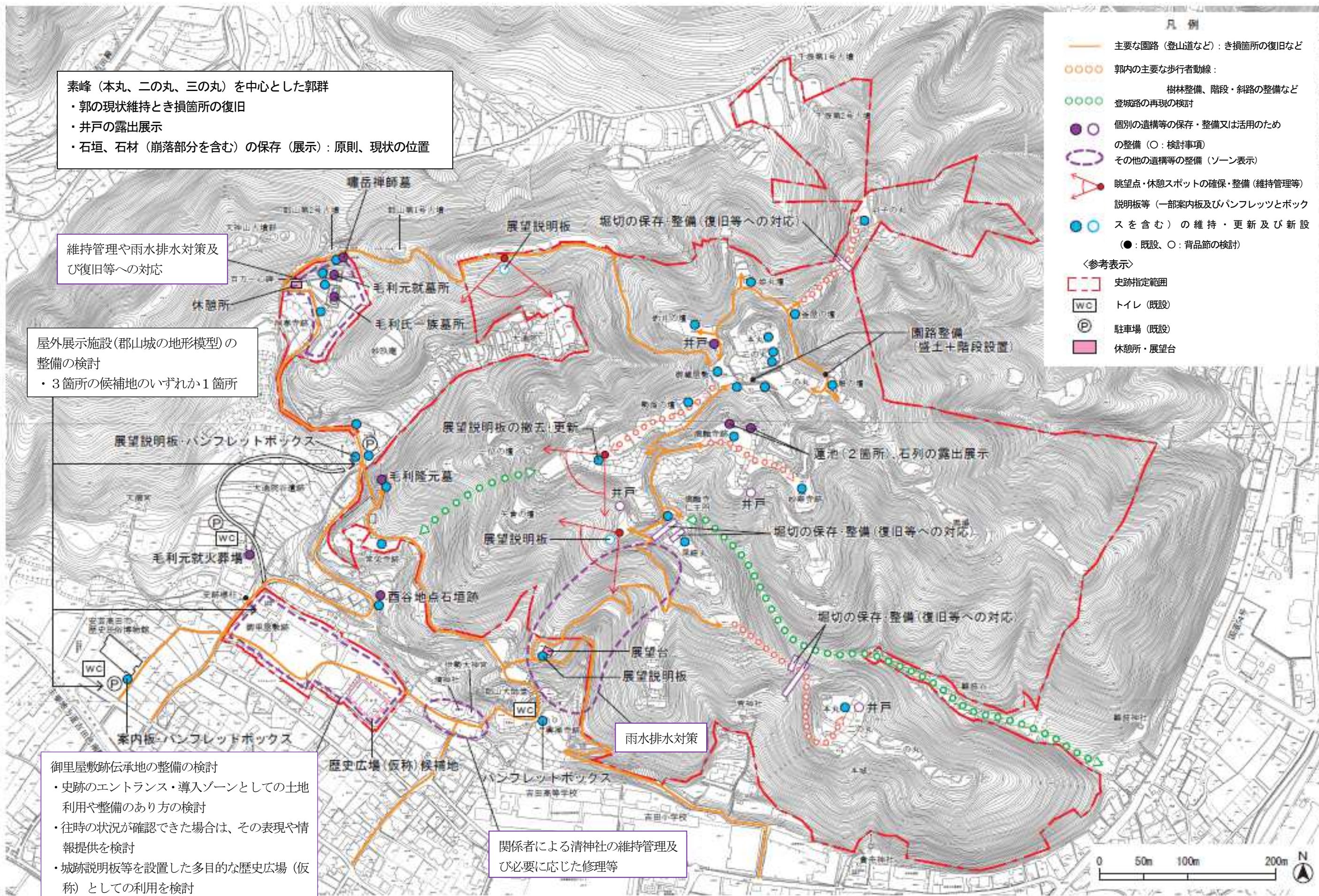


図9-1 史跡の整備の方法 (主として本質的価値を構成する要素の保存・活用に関わる整備)